

論文

フードバンクによる食品ロス削減への 貢献度の向上政策の提言

— 日米法制度の比較分析を通して —

西川 志津雄

早稲田大学大学院社会科学部研究科

アブストラクト：日本では、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品（食品ロス）が、年間570万トン（2019年度）発生し社会問題化している。政府は食品ロスを2030年度に半減（2000年度対比）させる目標を設定し、国会は「食品ロス削減の推進に関する法律」を制定した。両者の中で、食品ロス削減の基本的施策の一つとしてフードバンク（以下FB）を設定した。

本稿では食品ロスを、尚も食品として必要とする人達に提供する活動をしているFBに着目した。食品ロス削減目標に対するFBの貢献度予測は、1.7%（筆者試算）であった。その貢献度を例えば二桁10%にまで引き上げるために必要な政策提言の導出を試みる。まず日本のFB拡大を阻害している課題と主要因を、先行研究と企業へのインタビュー調査から明らかにする。次にFBに関する政策について、日本とFB発祥の地でありFBの食品取扱量が現在世界一（筆者試算）であるアメリカ合衆国、両国の法制度を比較分析し、今後日本が整備すべき政策を導出する。

Government Policies to Increase Food Bank Contributions to Reduce Food Loss: Comparison of the U.S. and Japanese Legal Systems

Shizuo NISHIKAWA

Graduate School of Social Sciences, Waseda University

Abstract: In Japan, wasted food (food loss) that is still edible amounts to 5.7 million tons (in FY2019) and has become a social problem. The Japanese government, therefore, set the goal of halving food loss in 2030. The diet also enacted the “Act on Promotion of Food Loss Reduction”. These policies set food banks (FBs) as an important means of reducing food loss.

This paper focuses on FBs, which generally provide people with food, who have limited means to afford it themselves. However, by the author’s estimation, FBs contributed only 1.7% of the food loss reduction target. This paper provides some policy recommendations that will be necessary to bring the contribution to approximately 10%. Based on a survey of previous studies and interviews with representatives of companies working in food or related areas, the issues and factors hindering the expansion of FBs in Japan, are identified. Then, the policies in place regarding FBs in Japan and U.S. are comparatively analyzed. The U.S. is chosen as the comparison term, as it is the birthplace of the FBs and has the largest number of FBs in the world (author’s estimate). Finally, policy recommendations are derived from the analysis that should be adopted by the Japanese government.

はじめに

日本では、まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品（食品ロス）が、年間570万トン（農林水産省令和3年11月30日プレスリリース、2019年度実績）発生し社会問題化している。農林水産省（以下農水省）は、「食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう」、また環境省は、「食料の生産や加工、流通においては多くのCO₂を排出していることから、環境負荷の低減のためにも食品ロス削減は重要である」と、食品ロスの問題解決の必要性を指摘している。

食品ロスに対して、政府は、2030年度食品ロス半減目標（2000年度対比）を設定し、国会は、「食品ロス削減の推進に関する法律」（以下食品ロス削減推進法）を2019年に制定した。両者の中で、FBを食品ロス削減の基本的施策の一つに設定した。FBとは、食品ロスを、なおも食品として必要とする人達に提供する活動を2000年から行っている非営利団体（大原2016：112）である。食品ロス削減目標に対するFBの貢献度を政府が何%に設定しているのか、政府文書や先行研究で調べたが見つけることができなかった。そこで筆者が、FBの過去の食品取扱量の実績から、貢献度を推定したところ1.7%⁽¹⁾であった。

本稿では、社会的問題である食品ロス削減に対して、国会が基本的施策の一つとして設定したFBに着目し、現在推定される1.7%の貢献度を、例えば二桁10%にまで引き上げるために必要な政策提言の導出を試みる。

先行研究を調査したところ、FB自身の視点から示された課題は、実務経験者による調査・研究や農水省の調査等が行われ多くの課題が挙げられている。一方、食品を提供する企業の視点から示された課題は、手薄感が否めない。そして、FBに関する政策の分析と提言は、FBの実務経験や現地視察及び、アンケートからの政策分析や調査による提言にとどまっている。

そこで、まず不足している企業側の視点からの課題について、社会調査法のインタビューを企業に行い収集する。そして、FB全体（FB自身と企業からの視点）の課題を分類し、要因を抽出・整理し、主要因を設定する。政策については、足立（2009：13）による公共政策学の個別的政策及び政策分野の主要な研究領域の一つである比較政策分析の研究方法にて行う。不足している政策分析については、比較政策の先行研究から、比較国の基礎条件、FBの現状と歴史、FBに関する法制度の背景と歴史の視点からの政策の概観、そして日本のFBの課題の主要因に対する政策について比較分析を行い、政策の特徴、長所短所等を考察する。続いて、貢献度10%を達成させるために必要となるFBの規模・資金等を検討する。最後に、FBを拡大させるために必要な政策提言を導出する。

なお、比較対象国は、FB発祥の地（大原2016：32）であり、FBの食品取扱量が現在世界一（筆者試算）であるアメリカ合衆国（以下アメリカ）とした。文化、社会やFBに対する政策の背景において異なる面があるとしても、法制度等を比較分析した結果は、日本のFB政策に示唆を与えると考えた。

(1) FBの食品取扱量の実績を基に貢献度を推定した。詳細は本稿2（2）参照。

1 先行研究

日本におけるFBの研究は、FBの開始が2000年（大原2016：112）ということもあり、比較的新しい領域である。そのため、FBの先行研究の調査だけではなく、他の学問領域における先行研究の調査も行う。

(1) FBの課題と政策提言に対する調査

FB自身の視点から示されたFBの課題と政策提言について、難波江＝香月（2018：45-47）は、FBの経営上の資金・資本の調査・研究を、FBへのアンケートと一部FBへのインタビューから行っている。そこから抽出された課題は、「FBの運営資金の確保」であり、その解決のために、一部FBの実施事例に注目し、行政からの資金助成制度新設、民間からの寄付促進のため認定NPO法人化の要件緩和を提言している。米山（2018：51）は、アメリカのFBの視察とFBの活動経験から、FBを日本に根付かせるためには、国策での実施を提言している。農水省は、FBの食品取扱量を拡大するための今後の課題について、全国のFBにアンケートを行い課題をまとめている（農水省のFB活動実態把握調査及び、FB活用推進情報交換会実施報告2016：29、以下農水省FB実態調査（2016）という）。以上の先行研究と農水省FB実態調査から、多くの課題が挙げられているが、政策提言は、FBの実務経験や現地視察及び、アンケートから得たものとどまっている。

一方、FBに食品を提供する食品メーカ、小売店の視点から示されたFBの課題・政策提言について、農水省が、企業・FB・自治体等が参加する情報交換会を主催し、その席上で発言された課題や改善のアイデアを報告している（農水省FB実態調査2016：49）。また、研究者の立場から井出（2012：29）が、企業内の部署間合意が困難であることを課題として挙げている。しかし、企業側の視点で示されたFBの課題・政策提言についての手薄感是否めない。

(2) 日米のFBに関する政策比較

アメリカの食料支援制度等について、根岸（2015：196, 207-208）は、緊急食料支援制度と寄付税制に関して報告をしている。Hudak K.M., Friedman E., Johnson J., Benjamin-Neelon S.E., (2020：2）は、FBへの健康食品の寄付を奨励する文言を含む政策があるかどうかの評価をしている。日本のFBに関する法制度の研究は、見つけることができなかった。

(3) 比較政策論の先行研究

比較政策論の先行研究を調査したところ、山谷＝韓（2020：121）は、比較政策学と評価ポリシー比較の課題の中で「比較研究の方法は、自然科学の仮説検証型の実験手法を取りづら社会科学においては、古くからよく使われてきた。国家同士の比較もあれば、対象も多様である。比較政策学には2つの目的がある。1つは同レベルの対象同士の比較であり、それぞれの制度や政策の長所・短所を

知りたい、違いを見たい、比較によって自らの特徴を再確認したいときに使用される。2つめは、進んだ国や地域の制度の仕組みを、遅れている自国に導入したいときにも使われる」旨を指摘する。

夏=大谷(2014:346)は、観光政策の日中比較の中で、「Adolino and Blake(2009)の比較政策論の方法と同様に、国レベルの政治システムや基礎条件等の概要を比較し、両地域の観光の発展過程と観光政策の歴史も踏まえた上で研究を行うべきである」旨を主張する。また、立花=山本(2005:16-18)は、高齢者ホームヘルプサービスの日本デンマーク比較の中で、比較国の基礎条件と歴史の比較を行っている。福井(2018:128-131)は、ギャンブル政策の日韓比較の中で、評価制度の変遷を比較している。その他の比較項目は、各分野の先行研究の著者が個別に設定している以外のものを見つけないことができなかった。

比較方法は、同レベルの対象同士の政策内容を比較して、そこから制度や政策の長所・短所、違い及び特徴を明らかにする。それを自国の政策等に当てはめて検証を行い、今後どうあるべきかを指摘又は提言としてまとめている。

2 政府の食品ロス削減目標とFBの貢献度推定

まず、政府が目標とする2030年度食品ロス半減(2000年度対比)に対し、今後必要な食品ロス削減量を明らかにする。次に、その必要削減量に対し、FBがどこまで貢献できるかを推定する。

(1) 政府の食品ロス削減目標値とその進捗状況及び政策

農水省によると、食品ロス発生量は年間570万トン(2019年度)である。政府は、これを2030年度までに対2000年度比で半減させるという目標を掲げている。この削減目標は、SDGsの目標12のターゲット12.3⁽²⁾に従い、以下の①②にて設定されたものである。なお、食品ロスは家庭系と事業系に分けて設定されている。両者の削減目標達成に必要な削減量は、491万トン(消費者庁ホームページ『食品ロス削減関係参考資料』:21)である(図1)。

以下①②に削減目標と政策、③に主務官庁を規定した法制度を示す。

- ① 家庭系の食品ロス削減は、第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日閣議決定)にて、目標を2000年度対比半減、政策を半減に向けた国民運動の実施と規定された。
- ② 事業系の食品ロス削減は、食品リサイクル法の基本方針の改正(財務省、厚生労働省、農水省、経済産業省、国土交通省、環境省 告示第一号 令和元年7月12日:21, 28)にて、目標を2000年度対比で2030年度までに半減、食品ロス発生抑制の例として以下の通り、FBへの食品提供が規定された。
 - ・サービスの活用、生産、流通、消費等の過程で発生する未利用食品を必要としている施設や人に提供する取組(フードバンク活動)の積極的な活用

(2) ターゲット12.3は「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」とある。

③ 主務官庁は、食品ロス削減推進法にて内閣府と規定された。法律の公布（通知）は、内閣府の消費者庁長官により発行された（消政策第126号，令和元年6月31日）。

前記の諸政策は2018年度から実施され，翌2019年度は2018年度に対して30万トンの食品ロス減少という進捗を見せている。しかし，それでも2019年度の食品ロス発生量は570万トンに及び，2030年の政府削減目標達成にはさらに81万トンの削減が必要である。

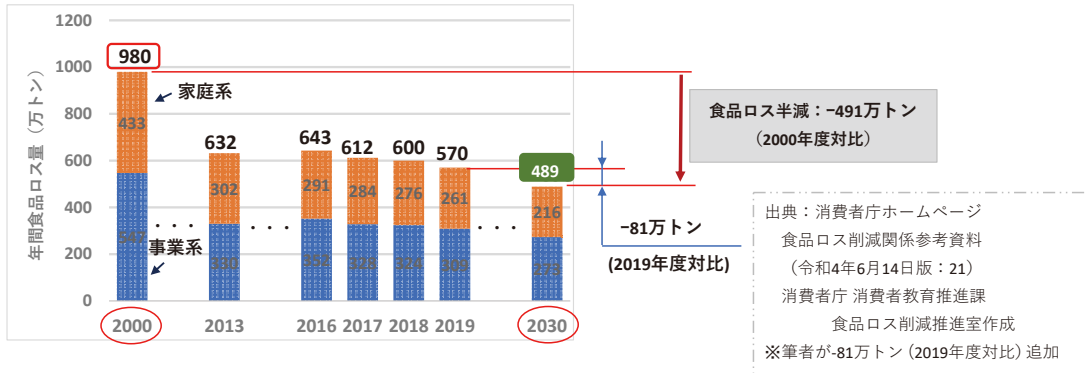


図1 食品ロスの発生量と政府削減目標

(2) 食品ロス削減目標に対するFBの貢献度推定

FBの食品ロス削減目標に対する貢献度を推定するために，過去のFBの食品取扱量を調べた。まず，農水省のFB実態調査（2016）では2013～2015年度の食品取扱量，FB実態調査事業報告書（2020年度，以下農水省FB実態調査（2020））では2016～2018年度及び各FB活動団体の活動概要（2022年度，以下FB活動団体（2022））では2019年度（注1）並びに筆者によるWeb調査から求めた⁽³⁾。図2に示す通り，2019年度のFBの食品取扱量は7797トンである。

次に，食品ロス削減目標に対するFBの貢献度を推定する。推定方法は，図2の2013～2019年度の食品取扱量を基に，EXCELの予測ノート機能⁽⁴⁾を使用して2030年度の推定値（予測，上下限予測）を算出した（図3）。推定値（予測）は1万3657トンであり，2019年度以降必要な食品ロス削減量81万トン（図1）に対して1.7%⁽⁵⁾である。よって，FBの貢献度の推定値は1.7%となる。同様の計算により上限予測と下限予測の貢献度を求めると，それぞれ1.9%と1.5%である。

(3) 筆者がWeb調査した理由は，農水省の調査（前掲注1）によれば，2016年度の食品取扱量が前年度対比41%減となっている。FBが回答したアンケートを筆者が確認したところ，日本で最も規模の大きいFBであるセカンドハーベスト・ジャパン（以下2HJ）の取扱量が同年度から加算されていないことが急減の主要因であることが分かった。そこで，Web上に公開されている2HJの監査報告書に記載された食品受入量を自身で調査し，これを農水省の調査結果に加算することとした。

(4) 指数平滑法（加重平均法の一つ）を利用して，既存の（履歴）値に基づき将来の値を計算又は予測する。

(5) $1万3657トン \div 81万トン \times 100\% = 1.7\%$

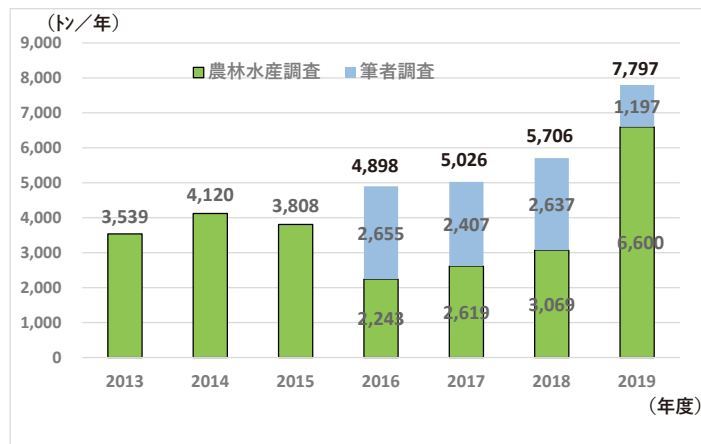


図2 FBの食品取扱量の推移（他のFBからの提供分除く）

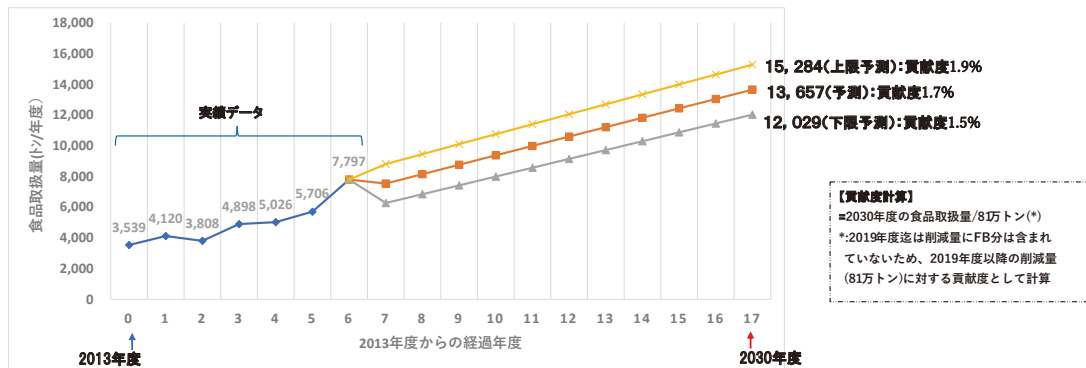


図3 食品取扱量の推定（筆者作成）

3 FBの定義と活動体系

FBとは何か、を明らかにするため、FBの定義と食品に関わる活動について以下にまとめる。中でも活動については、食品の入手から提供までの流れ、FBを維持していくための資金やインフラ等を、体系図にまとめる。

(1) FBの定義

世界共通で用いられるFBの定義は、確認できなかった。日本では、食品ロス削減推進法第19条1項にいう「食品関連事業者その他のものから未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができないものにこれを提供するための活動」がFBの食品提供活動に当たると考えられ、これがFBに関連して存在する今のところ唯一の法律上の定義である。なお、FBでは食品提供活動以外の活動も行われている。例えば2HJは子ども食堂

を運営、フードバンクかわさきでは、生活が苦しい世帯の自立支援のための生活相談、相談支援機関の紹介及び生活保護申請時の付添い等の活動が行われている。

アメリカは、合衆国法典第7章第7501条第5項（7. USC § 7501（5））にてFBを、「食料、食用農林水産物、又は食料若しくは食用農林水産物の製品の提供を、確立された又は通常の活動の不可欠な部分として運営をしているフードパントリー、スープキッチン、飢餓救済センターに食事や食料として定期的に提供するための公的又は慈善団体」と定義する。

日米の違いは、アメリカは食品の提供先を飢餓救済センター等の施設・団体に限定している点にある。なお、フードパントリーは、FBから提供された食品等を低所得者や失業者に配布する団体であり、FBと連携して活動を行っている。

(2) FBの食品に関する活動体系

先行研究でFBの活動体系図を見つけないことができなかった。そこで、村山＝米山（2017：23）の食品寄付者、受贈者及びボランティアとFBの関係図並びに難波江＝香月（2018：45）のFBの設備情報及び、筆者によるFBへのインタビュー、ボランティア、参与観察から得たFBの保有設備や仕事のやり方等の情報を、経営資源（ブリタニカ国際大百科事典小項目事典オンライン）の4要素、すなわちヒト、モノ、カネ、情報から整理してFB体系図（図4）を作成した。なお、FBから得た情報として、例えばフードバンクかわさきの参与観察からは、個人に対する食品の直接配達、2HJ等のインタビューや見学からは、寄付された車両・倉庫設備、食品の種類と量が不足した場合のFBによる食品

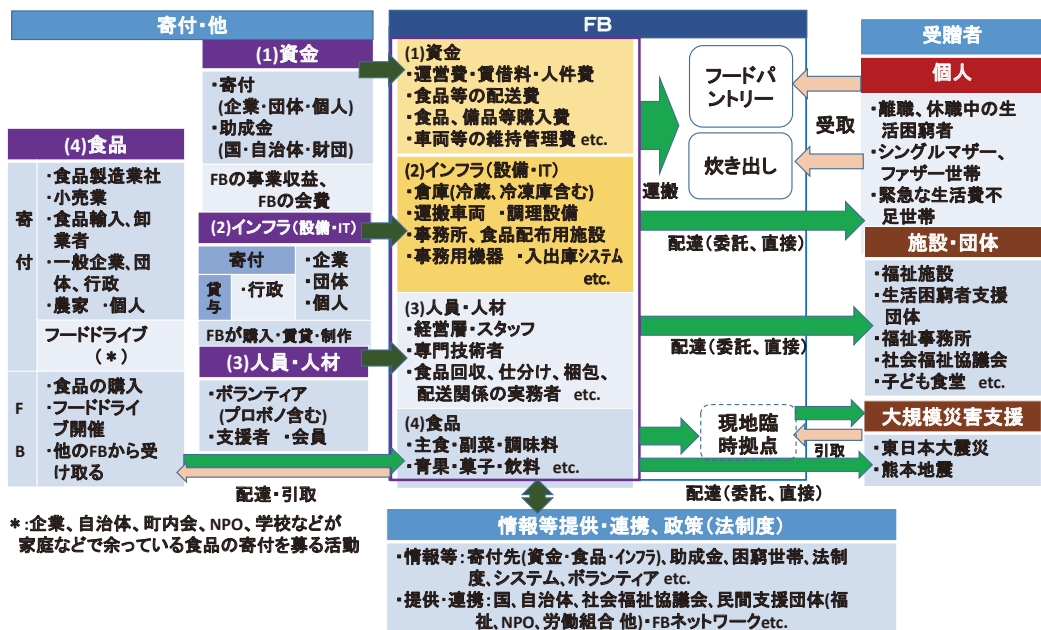


図4 FB体系図（食品関連）（筆者作成）

購入及び調理設備の整備に関するものが挙げられる。

アメリカとの主な相違点は、前記(1)で述べたフードパントリーや炊き出しが、アメリカではFB外の団体となる点である。

(3) FBの規模

(a) アメリカ

FOOD BANK NEWS (以下FBN) によると、アメリカにはFBが少なくとも371団体⁽⁶⁾存在する。その食品取扱量は年間約267万トン (筆者試算)⁽⁷⁾に及ぶ。全米規模のFBネットワークには、FAがあり、全米FBの約85%に当たる314団体が加盟又は提携している。FBの規模は、FBNが発表した全米規模の「TOP300FB収入ランキング」の上位3位及び中央値に当たる食品取扱量 (2018年度) のFBは、1位のFEED THE CHILDREN (以下FTC, FA未加盟) が6万6084トン、2位のMIDWEST FOOD BANK (以下MFB, FA未加盟) が6万2835トン、3位のLOS ANGELES REGIONAL FOOD BANK (FA加盟) が3万418トン、中央値は4767トンである。中央値に相当する団体としてはALL FAITHS FOOD BANK (以下AFFB, FA加盟) を挙げることができる (順位は筆者設定)。

(b) 日本

日本にはFBが178団体 (農水省FB活動団体2022:1) 存在する。その食品取扱総量は、2018年度で約5706トン (図2) である。個々の食品取扱量は、1位の2HJが2371トン (寄贈食品受入量)、2位のセカンドハーベスト名古屋 (以下2HN) が450トン、3位のフードバンク関西 (以下FB関西) が226トン、中央値は14トンである。中央値に相当する団体としては、神奈川フードバンク・プラス (以下神FBP) を挙げることができる (順位は筆者設定)。

FBのネットワーク化も進んできており、全国規模では一般社団法人全国フードバンク推進協議会 (加盟48団体)、公益財団法人日本フードバンク連盟 (加盟10団体) が活動している。ただし、FBネットワーク加盟率はそれでも約3割にとどまっている。なお、前記の総食品取扱量を相対的貧困者一人当たりの量として比較すると、日本はアメリカの1/153⁽⁸⁾に過ぎない。

(6) 全米のFB団体数は、政府機関が発表したものを見つけないことができなかった。団体数は、FBN (2020年1月8日) 記事を使用した。それによると、FEEDING AMERICA (以下FA) が314 (加盟しているFBが200, パートナー流通組織が77及び提携フードレスキュー組織が37), FA未加盟のFBが53, その他が4である。なお、流通組織並びにフードレスキュー組織もFBの機能を有している。

(7) 全米の食品取扱量は、FAが、2018年度ANNUAL REPORTによると、4.3Billionの食事提供とあり、農務省基準1.2ポンド/食から計算すると234万トンとなる。FA未加盟のFBとその他については、個々のFBをWeb調査したところ、約20.6万トンと約12.3万トンである。

(8) 日本は、食品取扱量5706トン÷相対的貧困者数1950万人=0.3kg/人・年、アメリカは、267万トン÷5820万人=45.9kg/人・年 (2018年度) となる。よって、日本:アメリカ=0.3kg/人・年:45.9kg/人・年であり、日本はアメリカの1/153となる。

4 日本のFB拡大の課題と要因

日本のFBの食品取扱量を拡大させるための課題と要因を、次の手順で収集・整理する。FBの課題は、すなわち、①FB自身及び②FBに食品を提供している側（企業）の両者の視点から収集する必要があると考えた。まず両者の視点で、日本のFBに関する先行研究並びに農水省のFB実態調査で挙げられた課題を整理する。次に、後者の視点による課題については、第1項(1)FBの課題と政策提言に対する調査で判明した課題の手薄さを解消するため、企業に対し社会調査法に基づきインタビューを行う。続いて、課題から抽出した要因を基に主要因を設定する。

(1) FB自身の視点から示されたFBの課題収集

日本のFBに関する先行研究と農水省FB実態調査（2016、2020）から、FB自身の視点から示されたFBの課題を収集・整理した（表1）。

表1 先行研究「FB自身の視点から示されたFBの課題」（一部施策含む）（筆者作成）

| | 具体的な課題 | 出典 | 課題⇒要因 |
|---|--------------------------------------|---------------------|------------------------|
| 1 | ① 予算（活動費）が不足：FBへのアンケートで約8割が回答 | 農水省FB実態調査（2020） | 活動資金不足 ⇒資金 |
| | ② 団体の財務・収支の改善 | 農水省FB実態調査（2016） | |
| | ③ 財政基盤が脆弱 | 原田＝増田（2017：240） | |
| | ④ 資金助成の制度化 | 難波江＝香月（2018：47） | |
| | ⑤ 税制優遇される「認定NPO法人」資格取得規定緩和による寄付増加 | 難波江＝香月（2018：47） | |
| | ⑥ 食品輸送費の食品受取者負担化 | 菊地（2013：33） | |
| | ⑦ 企業からの資金と食品寄付のシステム化 | 大原（2018：17） | |
| | ⑧ FBによる食に関わるビジネス実施 | 鈴木（2020：69） | |
| 2 | ① 人員の不足：FBへのアンケートで約8割が回答 | 農水省FB実態調査（2020） | 人員不足 ⇒人員・人材 |
| | ② 専従職員の確保 | 農水省FB実態調査（2016） | |
| 3 | ① 食品を保管する倉庫や冷蔵・冷凍庫、運搬車両不足：FBアンケート約7割 | 農水省FB実態調査（2020） | インフラ不足 ⇒インフラ、資金 |
| 4 | ① 提供される食品の量の不足：FBアンケート約7割 | 農水省FB実態調査（2020） | 食品の量不足 ⇒食品、インフラ、法制度 |
| | ② 質量両面での食品の確保 | 農水省FB実態調査（2016） | |
| | ③ 企業の食品寄付の法的、税制的支援 | 菊地（2013：33） | |
| 5 | ① 提供される食品の質・種類が不十分：FBアンケート約7割 | 農水省FB実態調査（2020） | 食品の質・種類不足 ⇒食品 |
| | ② 質量両面での食品の確保 | 農水省FB実態調査（2016） | |
| | ③ 食育の問題 | 原田＝増田（2017：220-225） | |
| | ④ 生鮮品不足は産地組織（農協）とFBとの連携不足 | 桜井（2019：55） | |
| 6 | ① 食品の受入れ先の不足：FBアンケート2割強から4割弱 | 農水省FB実態調査（2020） | 食品提供先不足 ⇒法制度、インフラ |
| | ② 食品提供先の拡大 | 農水省FB実態調査（2016） | |
| | ③ 生活保護受給者への食品提供の可能化 | 佐藤（2018：88） | |

| | 具体的な課題 | 出典 | 課題⇒要因 |
|---|---|-----------------|-----------------------|
| 7 | ①食品取り扱いに関する知識の不足：FB アンケート 2割強から4割弱 | 農水省FB実態調査（2020） | FB運営能力不足 ⇒インフラ、法制度 |
| | ② スタッフのスキルアップ | 農水省FB実態調査（2016） | |
| | ③ 拠点の拡充 | 農水省FB実態調査（2016） | |
| | ④ 提供元や受け入れ先との調整煩雑： FB アンケート 2割強から4割弱 | 農水省FB実態調査（2020） | |
| | ⑤ 提供された食品の配分調整が煩雑： FB アンケート 2割強から4割弱 | 農水省FB実態調査（2020） | |
| 8 | ①他のFBとの連携強化 | 農水省FB実態調査（2016） | ネットワーク ⇒インフラ、法制度 |
| 9 | ①政府・自治体にFB・食品ロス担当部署が未整備 | 難波江（2018：47） | 行政の支援 ⇒法制度 |
| | ②FB活動・団体についての認知度向上 | 農水省FB実態調査（2016） | |

(2) FBに食品を提供している側（企業）の視点から示された課題収集

日本のFBに関する先行研究と農水省FB実態調査（2016：49）から、FBに食品を提供している側（企業）の視点から示された課題を収集・整理した（表2）。

表2 先行研究の「食品を提供している側（企業）の視点から示された課題」（一部施策含む）（筆者作成）

| | 具体的な課題 | 出典 | 課題⇒要因 |
|---|--------------------------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 1 | ① 提供食品の横流しが心配 (2016年に廃棄食品の横流し事件有) | 農水省FB実態調査（2016） | 信頼性不足 ⇒人員・人材（育成含む）、インフラ |
| | ② FBが設立からの経験が短く運営水準を懸念 (問題の発生) | | |
| | ③ 食品の取り扱いの情報管理や衛生管理等のレベルが心配 | | |
| 2 | ① 食品を提供しても受け入れるキャパシティが無い | 農水省FB実態調査（2016） | FBの食品取扱水準不足 ⇒インフラ、人員・人材（労働力確保含む） |
| | ② 実際に食品を受け渡す方法のマッチングが困難 | | |
| 3 | ① 地域で食品事業者数が偏り、供給とFBの需要の不一致が存在 | 農水省FB実態調査（2016） | 地域でのFBの需要と企業の供給の不一致 ⇒インフラ、人員・人材 |
| | ② FB効果の全国化は、全国的なネットワークの構築、強化 | | |
| 4 | ① FBのPR活動などに回せるリソースが不足 | 農水省FB実態調査（2016） | 企業へのFBの情報提供不足 ⇒人員・人材、法制度、資金 |
| 5 | ① FBへの食品提供時の部署間・部署内コンセンサスが取れない | 井出（2012：29） | 企業内のFB対応体制未整備 ⇒法制度 |

(3) 企業へのインタビューによる課題収集

インタビュー先、方法を以下として実施し、FBの課題を表3にまとめた。

- ① 今回は食品メーカ2社（以下A、B社）及び小売業2社（以下C、D社）を対象にインタビューした。

これら4社はいずれも業界大手である。大手企業を選出した理由は、グループ会社を持ち中小規模企業の情報及び、業界を代表する企業であるため企業団体等の情報も得ることができる。また既にFBへの食品提供活動の経験を持っていることから、FBの知見も豊富と判断したためである。

- ② インタビュー方法として、事前に質問事項を伝えて行う構造化インタビューと、事前質問に関連した質問等を準備しての半構造化インタビューを採用した。なお、最初にインタビューしたD社には、質問事項をインタビュー時に提示する方法で行った。その後のインタビューからは事前に質問事項を企業に伝える方法に改めた。

- ③ 主な質問内容と回答は以下である。

Q 1. 御社は3Rの順序をどう考えていますか（3R：リデュース、リユース、リサイクル）。

A：優先順位は、リデュース、リユース、リサイクル（A～D社）

B社から「リデュース、リユースは難しいのが実態」、C社からは「再利用と発生抑制の割合を増やしていく方針を立てて行っている」旨の回答があった。

Q 2. 食品ロス削減を担当している部署と組織（グループ会社含む）はありますか。

A：CSR関係部門で実施している。なお、小規模のグループ会社は、独立した部署が無いところもある（A～D社）。

Q 3. 食品提供開始に至るまでの社内実施内容と隘路は何ですか。

A：・FBとの覚書の内容が、企業としてリスクがありすぎるため、リスク回避条項の追加が必要だが、追加した場合にはFBが身動きできなくなる。覚書への追加を行わず、FBと企業との合意書の締結実績等を基に、経営判断で食品提供を実施した（C社）。

・品質保証の問題（寄付品が市場に出回りクレームの発生等）があるため、食品提供先名を書面報告してもらうことで食品の提供を始めた（A社）。

Q 4. 支援内容と規模について今後拡大する予定はありますか。

A：・FBへの食品提供の拡大は急いでいない。FBへの食品提供のノウハウを蓄積しながら、少しずつ拡大していこうと考えている（C社）。

・現在、FBへの目配りができることを確認できた店舗のみ、食品提供を行っている（D社）。

・工場単位に、近くにFBがあり、FBへの目配りやFBが食品を取りに来てくれることが確認できたところは、食品提供を行っている（B社）。

Q 5. どのようにしたら多くの企業がFBに寄付をしますと考えますか。

A：表3にインタビュー結果をまとめた。

以上Q 1～5の回答結果から、FBの課題を表3にまとめた。

表3 インタビュー結果「企業の視点から示された課題」（一部施策含む）（筆者作成）

| | 具体的な課題 | 回答企業 | 課題⇒要因 |
|---|---|------|---|
| 1 | ① 提供食品の横流しが心配 | A～D | 信頼性不足 ⇒インフラ、人員・人材 |
| | ・横流しされた食品が、通常のクレームになることが心配 | A | |
| | ・提供食品が、どこに提供されたかが心配 | A | |
| | ・食品の横流し等の問題に対するスタッフ、ボランティア、食品支援先への教育の仕組みと実施が見えない | A | |
| | ② FBの食品の取り扱い、衛生管理体制・実施状況が見えない | A | |
| 2 | ① FBは、倉庫の冷凍、冷蔵庫、棚や台車等の備品が不足 | C | FBの食品取扱水準不足 ⇒インフラ、人員・人材 (労働力確保含む) |
| | ② 食品受け入れキャパシティが不足 | A | |
| | ③ FBの物流は脆弱 | C | |
| | ・効率の良い物流体制が未整備（食品の量と運搬距離により、トラック、ワゴン、自転車の確保による適正運用化） | C | |
| | ・FBは工場・店舗に食品を取りに来て欲しい（企業の負荷、コストの問題） | B, D | |
| | ④ 余った弁当を受け入れてもらえない | C | |
| 3 | ① 企業は全国組織であり、全国規模のFBが必要 | B | FB需要と企業供給不一致 ⇒インフラ、人員 |
| 4 | ① 小規模グループ会社には食品ロスを担当する部署が無い | A | 企業内対応体制未整備 ⇒法制度、資金 |
| 5 | ① 行政、企業、団体（協会）への広報・イベント等不足 | C | FBの情報の企業への提供不足 ⇒人員・人材、法制度、インフラ |
| | ② 提供食品のFBからの提供先連絡方法の未整備 | A | |
| | ③ 企業が、食品提供のメリットを感じられる仕組み作り、従業員が会社の食品提供による充実感等を得る仕組み作り（寄贈者の喜びの声等の企業への連絡） | C | |
| 6 | ① 3Rの問題は、企業個々で対応する課題ではない | C | 企業間連携不足、法制度の未整備、人員・人材不足 ⇒法制度、人員・人材 |
| | ② 企業が合同でFBに食品を提供する仕組み作りが必要 | C | |
| | ③ 業界団体が、FBへの食品寄付をまとめることはしていない | A | |
| | ④ 食品業界は、食品の種類（パン、牛乳、ヨーグルト…）により団体が40程あり、まとめるのは容易ではない。統一基準を作れない状況 | B | |
| | ⑤ 関係省庁が連携して、企業や自治体等に、FBへの食品寄付を積極的に働きかけると、食品寄付が増加するかもしれない（ドギーバックを普及した時の様に） | A | |
| | ⑥ 政策を徹底するためには、守られているかのモニタリングシステムが必要（フランスの法律の「小売店のFBへの寄付義務化」は守られていないと聞く） | A | |
| | ⑦ 食品ロスの世界での共通の定義が無いため、ルールが必要 | A | |
| 7 | ① 自治体が企業とFBに関する地域活性化包括連携協定を締結 | C | 自治体の支援拡大、人員・人材不足 ⇒法制度、人員・人材 |
| | ② 企業のFBへの食品寄付の必要性の社会機運・世論の盛り上げ（啓発活動）（ウォルマートは、企業リスクよりもCSRを優先する文化がある） | A, C | |
| | ③ 消費者への食品ロス削減の啓蒙活動 具体的には、小学校から高校までの教育プログラムに組み込んでどうか。 | A | |

なお、半構造化インタビューの対話事例⁽⁹⁾を脚注に記載した。

(4) 主要因の課題からの抽出と優先度検討

収集した課題から主要因の抽出を、以下の手順で行い考察した。

まず、収集した課題を、内容毎にグループ化し表1～3にまとめた。

次に、グループ毎の課題と導出された要因を表1～3の「課題⇒要因」欄にまとめた。

続いて、導出された要因から主要因を検討した。主要因は、経営資源のヒト、モノ、カネ、情報及びFB体系図(図4)から導出された政策の5つである。例えば、要因の人員・人材不足は主要因がヒト、インフラ(設備・IT)と食品不足はモノ、資金不足はカネ、各種団体等からの情報入手不足は情報、法制度の未整備と行政との連携不足は政策である。

最後に、FB拡大を阻害している主要因の優先度を検討した。FB自身の視点からの優先度は、表1に示す通り、FBから8割の回答を得たカネ(資金不足)、ヒト(人員不足)、7割の回答を得たモノ(食品の量と質の確保不足)を指摘することができる。また、FBに食品を提供している側(企業)の視点からは、表2,3に示す通り、具体的な課題30項目中半数以上に該当するモノ(インフラ不足)とヒト(人員・人材不足)を指摘することができる。両者の中でヒト(人員・人材不足、人員不足)とモノ(インフラ不足)は、カネがあれば改善できると考える。例えば、ヒトに対しては新たにスタッフを雇用、モノは企業からの食品提供に対応できる規模の倉庫を借用、倉庫内の食品受入設備を購入及び食品運搬車両を購入することにより対応できる。モノの(食品の量と質の確保不足)は、食品ロスを購入することは考えにくい。よって、優先される主要因をカネ(資金不足)、次にモノ(食品の量と質の確保不足)とした。

5 日米のFBに関する政策の比較

比較政策論の先行研究調査を踏まえ、日米の国レベルの基礎条件、FBの歴史と背景及びFBの収入を比較する。その上で、第4項で明らかにした、日本のFB拡大を阻害している課題の主要因である、資金並びに食品に関する諸政策の変遷及び各内容を比較する。そこから、比較研究の2つ目的であ

(9) A社への半構造化インタビュー時に「やり方次第では、FBが拡大していくと思う。例えばドギーバックは、食中毒のリスクがあり普及していなかったが、消費者庁や厚生労働省等が共同で自治体や団体向けに、消費者や飲食店に周知するようドギーバック使用者の責任が明記された『食べ残し対策に取り組むに当たったの留意事項』を通知したことにより普及が進んでいる」また、「フランスは法律で小売店によるFBへの食品寄付を義務化したが、個人的に得た情報によると守られていないように聞く。法律が守られているかを監視するモニタリングシステムが無いと守られないと考える」旨の回答があった。

C社からは「FBのボランティアをした社員から、『こんな気持ちは初めて、施設にモノを売っているのとは全く違う気持ちになった』との話を聞き、企業として、社員にFBのボランティアを体験してもらうことの大切さを痛感した」旨の回答があった。

る、政策の長所・短所と違い及び日本の特徴の再確認を行う。

(1) 日米の基礎比較

アメリカは日本と比較して表4に示す通り、人口は2.6倍（表4 No.1）、相対的貧困人口は3倍（No.7）であるが、国家予算は5.4倍（No.3）、GDPは4.2倍（No.4）、FBの食品取扱量は342倍（No.8）と差は大きい。

表4 日米の基礎条件比較（筆者作成）

| 項目 | 日本 | アメリカ | 日：米比 |
|-----------------------------|---|---|---------|
| 1 人口 | 1億2,616万人 | 3億2,906万人 | 1：2.6 |
| 2 面積 | 38万km ² | 983万km ² | 1：26 |
| 3 国家予算（歳出） | 一般会計101兆円* ¹ | 4兆7,400億\$⇒545兆円* ² | 1：5.4 |
| 4 GDP* ³ | 5兆799億\$⇒584兆円 | 21兆4,332億\$⇒2,465兆円（レート109円/\$） | 1：4.2 |
| 5 主務官庁 | 消費者庁 | 農務省（USDA）、環境保護庁（EPA） | — |
| 6 SDGs目標・削減量 | 2030年度食品ロスを半減（2000年対比） ・980万トン（2000年度）を491万トン（2030年度）に半減 | * ⁴ ・2030年 Food Waste & Food Lossを半減（2010年対比）、 【進捗状況測定方法】 ・USDA：小売、消費レベルの食品ロス6,038万トン（2010年）を3,019万トン（2030年）に半減 ・EPA：小売、食品サービス、および世帯からの食品の量218.9ポンド（2016年）を109.4ポンド（2030年）に半減 | 1：6 |
| 7 相対的貧困率* ⁵ （人口） | 15.7%（1,980万人） | 18%（5,923万人） | （1：3） |
| 8 FB食品取扱量 | 7,797トン（筆者試算） | 約267万トン（筆者試算） | 1：342 |
| 9 FB数 | 143* ⁶ | 少なくとも371 | 1：2.6 |
| 10 FB活動開始年 | 2000年（歴史20年） | 1967年（歴史55年） | （1：2.8） |

出典：2019年度（アメリカ2020年度）、*¹：<https://www.bb.mof.go.jp/server/2019/dlpdf/DL201914001.pdf> *²：<https://koumu.in/articles/200305f> *³：<https://elemist.com/article/1108> *⁴：<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/ united-states-2030-food-loss-and-waste-reduction-goal#goal> *⁵：<https://www.oecd.org/social/soc/IDD-Key-Indicators.xlsx> *⁶：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-18.pdf（2019年以前に活動を開始したFBを筆者が抽出） \$のレート：1\$=115円（2022.2.18レート）

(2) 日米FBの歴史と背景

(a) アメリカ

FBが誕生（現FA）した1967年頃の社会について新井（2001：328）は、アメリカ社会の深刻な貧困問題が注目されるようになったのは1962年頃のことであった、と指摘している。政策について向井（2009：76-77）は、「Lyndon B. Johnson大統領は、貧困を個人では克服できない問題と考えた。war on povertyを宣言し、福祉分野への特定目的補助金を多用し、また食料切符法を成立（Food Stamp Act of 1964）した。州・地方政府主導の福祉から連邦政府主導の福祉への転換を果たした」旨を指摘している。

連邦議会と政府は、FBの拡大を支援しており、Graham Riches（2018：37-38）は、「1975年には、

連邦政府から助成金を受けたFAが全米に18のFBを設立した。1976年に、連邦議会により税制改正が可決され、税控除を通じて余剰食品を慈善団体に寄付するよう食品会社を奨励した⁽¹⁰⁾。1981年に、善きサマリア人法を制定⁽¹¹⁾（寄付食品に伴う責任からの寄付者保護）して税制改正では食料寄付をしなかった企業に寄付を促した。1983年に、緊急食料援助法が成立し、連邦政府からFBへの食料提供、運搬・保管等関係経費の助成金提供が可能となった」旨を述べている。

2015年に、環境保護庁（以下EPA）と農務省（以下USDA）は、持続可能な開発目標（SDGs）12. 3の食品ロス半減を達成するための政策に、民間からのFBへの食品寄付を取り入れた。

(b) 日本

日本でFBが誕生したのは2000年（佐藤2018：7）である。この頃、すなわち2000年代に入ってから、日本の世帯は全体的に貧困化していった（小塩＝浦川2008：278）。

政策面では、FB誕生の翌年2001年に、特定非営利活動促進法と税法が改正され、認定NPO法人への税制優遇制度が成立した。農水省の関係では、2014年度には、食品ロス削減国民運動展開の予算4500万円の中に、FBへの助成金が初めて取り込まれた。2019年には、食品リサイクル法の基本方針が改正され、食品ロス発生抑制に関する事項に例としてFBへの食品提供が追加された。環境省の関係では、2018年度にSDGsの食品ロス半減目標達成のための施策の中に、FBの認知度向上と体制整備支援が取り込まれた。

(c) 比較結果

日米のFBは、貧困問題を抱えた社会の中で貧困者への食料支援を目的として誕生した点に、共通性がある。その後、SDGsの目標設定に際して中央政府が、その政策の中にFBを取り込んだ点も共通している。

もっとも、アメリカ連邦議会と政府が主体的にFBの拡大を推進すべく、資金助成や食料確保のための法制度を整備していったのは早くも1975年のことであったのに対し、日本の国会と政府が、FBに対して寄付税制優遇制度により間接的に資金援助し始めたのは2001年、直接的な予算的支援を開始したのは2014年である。この点で両国には約30年の相違がみられる。この相違の帰結は、具体的にはFBの規模（食品取扱量）として如実に表れており、2018年現在、日本はアメリカの1/342に過ぎない。

(10) Corporate Food Donations Tax Deduction/Feeding Americaによる。また、石村（2014：54）によると、1976年税制改正により、専ら病人、困窮者又は幼児保護を目的とする非営利団体への食料を含む棚卸資産の寄付の特例（IRC170条e項3号A・B）が実施された。

(11) 法案は1981年に連邦議会に提出されたが成立しなかった。しかし、その条項は別の法案に含まれることによって法律になることができた（H.R.5054（97th）Good Samaritan Act）。別の法案を見つけることができなかった。1996年に連邦議会はThe Bill Emerson Good Samaritan Act of 1996を成立させた。

(3) 日米のFBの資金比較

日米のFBの資金（収入）の額と差を知るために、助成金・寄付金の受領額を、食品取扱量が最大規模のFTCと2HJ、中央値となるAFFBと神FBPを対象に比較した（表5）。比較は、コロナ禍前とし、非常事態政策の影響を受けない時期とした。

政府助成金（表5 No2）は、2HJが1588万円であり、FTC 4億6219万円の1/29、神FBPが40万円であり、AFFB 3277万円の1/82である。

財団・企業・個人等の助成金・寄付金（表5 No3）は、2HJが1億1559万円であり、FTC44億1071万円の1/38、神FBPが37万円であり、AFFB 7億3692万円の1/1992である。

以上から、アメリカのFBは、政府と民間が助成金や寄付金を、最大のFBと比較すると、日本の30倍前後の支援を受けていることが見て取れる。さらに、FAは、自身のネットワークに加盟している

表5 日米FBの収入（筆者作成）

単位：万円（k\$），単位換算：1\$ = 115円（2022.2.18レート）

| No | 区分 | 最大規模FB | | 中央値となるFB | |
|--|--|--|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| | | アメリカ： ①FTC (FA ^{*1} に未加盟) | 日本： ②2HJ (日本フードバンク 連盟加盟) | アメリカ： ③AFFB (FAに加盟) | 日本： ④神FBP (連盟未加盟) |
| 1 | 助成金・寄付等 会費 | — (—) | 1万円 | — (—) | 15万円 |
| 2 | 政府助成金 | 4億6219万円 (4019k\$) (政府プログラム実施費含) | 1588万円 | 3277万円 (285k\$) (政府プログラム実施費含) | 40万円 |
| 3 | 財団・企業・個人等の 助成金・寄付金 【内数：FA, 連盟助成金 ^{*2} 】 | 44億1071 (38354) 【未加盟】 | 1億1559 (寄付金) 【0】 | 7億3692 (6408) 【3646万円 (317k\$)】 | 37 (寄付金) 【未加盟】 |
| 4 | 食品等の現物寄付 【内数：FA, 連盟食品 ^{*2} 】 | 277億8733 (241629) 【未加盟】 | 12億9779 (食品) 【0】 | 16億4071 (14267) 【8億3421 (7254)】 | 1305 (食品) 【未加盟】 |
| 5 | サービスの寄付 | — | 3940 (ボランティア) | — | — |
| 6 | 募金イベント収益 | — | 378 | 3347 (291) | 255 |
| — | 小計 (1) No1~6 | 326億6023 (284002) | 14億7245 | 24億4387 (21251) | 1652 |
| 7 | FB独自プログラムサービス | — | — | 4474 (389) | — |
| 8 | その他 投資収益 | 1億350 (900) | — | -1990 (-173) | — |
| 9 | 資産売却収益 | 1億339 (899) | — | — | — |
| 10 | その他収益 | 2億9049 (2526) | 171 | 35 (3) | 1 |
| — | 小計 (2) No8~10 | 4億9738 (4325) | 171 | -1955 (-170) | 1 |
| 小計 (3) : No1~3, No6~10 (No4, 5の現物とサービス寄付除く) | | 53億7027万円 (46698k\$) | 1億3697万円 (1191k\$) | 8億2835万円 (7203k\$) | 348万円 (30k\$) |
| 総収入 : No1~10 | | 331億5761万円 (288327k\$) | 14億7416万円 (12819k\$) | 24億6905万円 (21470k\$) | 1653万円 (144k\$) |

注：欄内の一、(—)は出典に記載がないことを示す。日米で年度の表記が異なる：日本：年度開始した年、アメリカ：年度終了した年
出典：^{*1}：アメリカ最大のFAネットワークであるFEEDING AMERICAを示す。^{*2}：FA、日本フードバンク連盟から提供された助成金と食品：FEEDING AMERICA Form990 2018のSchedule (Form990) Part II、日本フードバンク連盟の2019年度予算書、①FEED THE CHILDREN: CONSOLIDATED STATEMENT OF ACTIVITIES (Year ended June 30, 2019)、②ALL FAITHS FOOD BANK: Financial Statements December 31, 2018、③2HJ：平成30年度（1～12月）監査報告書、④神奈川フードバンク・プラス：2018年度（2018年4月～2019年3月）事業報告書

FBに対し資金や食品を提供していることが分かった。中央値となるFBの比較では、最大約2000倍と大きな差があることが分かった。

(4) アメリカのFBへの資金支援政策

(a) 政府助成金

日米のFBで大きな差がある政府助成金について、アメリカの法制度と連邦政府予算（2019年度）を調査し表6にまとめた。FBに対する資金支援としては、緊急食料援助法に基づくプログラム管理

表6 アメリカの食品関係法制度と連邦予算（筆者作成）

単位換算：1\$=115円（2022.2.18レート）

| No. | 法制度 | 概要 | 連邦予算：億円（M\$） 2019年度（2018/10～2019/9） | |
|--------------|--|---|--|---------------------------|
| 1 | 1946年①リチャード・B・ラッセル国立給食法 (The Richard B Russell National School Lunch Act of 1946) | 学齢の子供達の十分な栄養の促進と農産物の国内消費の奨励。 農場の余剰生産品を吸収し、同時に学齢期の子供達への食料提供で食料価格を押し上げる方法として設立 | | |
| | 1966年②子供栄養法 (The Child Nutrition Act of 1966) | 子供達が健康的な食品にアクセスできるための法律。5年毎に、議会はプログラム関連の見直し、継続的な資金で再承認が必要、2010年③健康で飢餓のない子供法成立後の2015年に失効 | | |
| | 2010年③健康で飢餓のない子供法 (Healthy, Hunger-Free Kids Act of 2010) | 上記①の法を改定、②の法の内容を取り入れた法律、学校の給食を改善し、子供達の飢えや肥満を無くす取り組みに関する法律、以下のプログラムを規定 | | |
| | a USDA とも栄養プログラム (CNP: Child Nutrition Programs) | 子供達が健康と教育の準備を促進する栄養価の高い食事やスナックを提供。プログラムはUSDAの食品栄養サービスで管理 | | |
| | a1 学校朝食プログラム (SBP: School Breakfast Program) | 学校の学生（および居住保育施設の子供達）に栄養価の高い食事を提供。対象となる学生は、無料又は安価な朝食を受け取る | 5538 (4816) 4.7% | 33705 (29309) 28.3% |
| | a2 全米学校給食プログラム (NSLP: National School Lunch Program) | 食料・栄養援助プログラムで毎日子供達に、低価格又は無料のランチを提供。家庭の所得により無料、低価格となる | 13906 (12092) 11.7% | |
| | a3 子供と大人のケアフードプログラム (CACFP: Child Adult Care Food Program) | 機能的に障害のある成人または60歳以上の成人、ホームレスの子供とその両親や保護者、放課後の子供達、保育所の幼児に栄養価の高い食事やスナックを提供 | 4387 (3815) 3.7% | |
| | a4 サマーフードサービスプログラム (SFSP: Summer Food Service Program) | 主に夏休み中の低所得地域の18歳以下の子供達に無料の栄養価の高い食事とスナックを提供 | 598 (520) 0.5% | |
| | a5 特別ミルクプログラム (SMP: Special Milk Program) | 学校や他の機関が、子供達に手頃な価格で牛乳を提供することができるように支援する補助金 | 9 (8) | |
| | a6 女性、幼児、子供のための特別補助栄養プログラム (WIC: Special Supplemental Nutrition Program for Women and Children) | 低所得の妊婦、授乳中の女性、5歳までの子供の健康と栄養のための食料配給プログラム（小切手で受け取り、指定された食品の中から購入） | 7199 (6260) 6% | |
| 上記の関連プログラム、他 | | | 2068 (1798) 1.7% | |

| No | 法 制 度 | 概 要 | 連邦予算：億円 (M\$) 2019年度 (2018/10~2019/9) | | | |
|-----|--|--|--|---------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 2 | 1964年フードスタンプ法 (Food Stamp Act of 1964, as amended), 1977年食品農業法でフードスタンプ法を恒久法化 | 飢餓を防ぎ、低所得者の社会環境を改善し、農業の基盤を提供する法律、食料品店で食料と交換できる切手（フードスタンプ）を提供、資金は連邦政府、フードスタンプの管理運営は州政府 | 83924 (72977) 70.5% | 83924 (72977) 70.5% | | |
| | b1 2008年補足的栄養支援プログラム (SNAP: Supplemental Nutrition Assistance Program) (2008年食品栄養法で認可: the Food and Nutrition Act of 2008) | プログラム名称変更、切手から電子給付に変更。2018年農業改善法食料費補助対策で、雇用とトレーニング活動の強化の追加資金提供、健康的な食事促進の助成金を増加し、FBや他の非常食提供者への商品寄付で食品廃棄物削減するプロジェクト確立 | | | | |
| 3 | 1983年：緊急食料援助法 (Emergency Food Assistance Act of 1983) | <ul style="list-style-type: none"> ・恒久的なプログラム、FB等支援の連邦最大プログラム ・毎年政府が買い入れた商品（果物、野菜、肉、穀物など含む）と補助金をFBやフードパントリー、スープキッチン等に提供。補助金は、州及びFB等の食品の購入や輸送、保管、流通のコストをカバーするために使用 ・市場での供給を減らし、食料価格を上昇させ農業経済を支える。又、他の食品支援プログラムの資格がない個人や、他のプログラムを通じて個人が受ける支援を補完する場合もある。 | | | | |
| | c 緊急食料支援プログラム (TEFAP: The Emergency Food Assistance Program) | | | | | |
| | c1 TEFAPの食品購入補助金 (TEFAP Commodities) | | | | 339 (295) 0.3% | 1194 (1038) 1% (非USDA 予算) |
| | c2 ボーナス基金 (Bonus Funds) | | | | 472 (410) 0.4% 【非USDA 予算】 | |
| | c3 商品補足食品プログラム (Commodity Supplemental Food Program) | | | | 256 (223) 0.2% | |
| | c4 プログラム管理 (Program Administration) 補助金 | USDAが購入した食品を州及びFB等の受領機関が行った加工、保管、輸送、及び配布に関連する費用を負担する。ならびにスタッフのトレーニング、記録管理、及び発表の発行に関連する管理費用をカバーするための資金を提供 | 127 (110) 0.1% | | | |
| 4 | d1 1987年マッキニー・ヴェントホームレス支援法 (McKinney-Vento Homeless Assistance Act of 1987) 緊急食料保護プログラム (EFSP: emergency Food and Shelter Program) | 緊急事態管理庁 (FEMA) 出資のプログラム、地元の非営利団体や政府の社会奉仕団体の継続的な活動を補完し、拡大し、飢餓やホームレスを経験している個人や家族に避難所、食料、支援サービスを提供する。FB等に緊急食品や資金を提供 | 144 (125) 0.1% 【FEMA2020年度 予算】 | 144 (125) 0.1% | | |
| 合 計 | | | 118967 (103449) | 100% | | |

注：・TEFAPの補助金には表6以外に、予算時には無かったトランプ大統領（当時）の米中貿易問題のための農産物に対する補助金1078M\$がある。

・予算は、c2とd1以外は、全てUSDAの予算である。アンダーラインは筆者記入

出典：法制度と予算：USDA Domestic Food Assistance Programs: FY2019 Appropriations CRS Report R45743, TEFAP予算はThe Emergency Food Assistance Program: Background and Funding Updated July 21, 2021 CRS Report R45408

法制度の概要は、GRAHAM RICHES (2018)、根岸 (2015)、各法律とプログラム名からUSDA、FEMAのWebsite、CRS Reportを参考に作成

(表 6 No3) の一環で、USDA が年間127億円をFB等に提供している。なお、USDAの緊急食料支援プログラム(表 6 No.3c1~3)で購入した食品1067億円に関わる保管や配送等の費用は、毎年継続的に資金がUSDAより提供されている。政府がFBを支援する法的プログラムとして他にも、USDAこども栄養プログラム(表 6 No1a)の実施にFBが要した費用をUSDAが負担するなどといったものがある。

(b) 民間からの助成金と寄付金

FBの現金収入(表 5 小計 (3))に占める、財団・企業・個人等の民間からの助成金・寄付金の金額(表 5 No3)と占有率はそれぞれ、FTCが44.1億円、82%、AFFBが7.4億円、89%であり、現金収入の8割から9割を占める。その内訳をAFFBのANNUAL REPORTのFunding Sourcesで確認すると、個人寄付が59%、企業とFA及び助成財団⁽¹²⁾の合計が25%、遺贈が8%である。

なお、全慈善団体(FB含む)への民間の寄付は、表7に示す通り推定51.7兆円であり、最も多額なのは個人寄付で69%、次が助成財団で17%、その次が遺贈で10%である。

これらの寄付を促す法制度には、寄付優遇税制がある。これは、表8に示す通り、内国歳入庁に認定されたFBに寄付をした場合、個人の所得に対して最大50%を控除するものである。内国歳入庁によるFBの認定状況をFBNのTOP300FBから40FBを抽出して調査したところ、全てのFBが認定されていた。

表7 アメリカの慈善団体への寄付(筆者作成)

| 区分 | 寄付項目 | 金額(2019年度,ドル=115円(2022年2月25日レート)) | 合計 |
|----------------------|-----------|--|--|
| 慈善団体寄付 | 助成財団による寄付 | 推定8兆7,044億円(75,690M\$) 17% | 推定 51兆7,099億円 (449,650M\$) 100% |
| | 個人による寄付 | 推定35兆6,109億円(309,660M\$) 69% ⇒10.8万円(943\$)/人(2019年アメリカの総人口3,283億人) | |
| | 遺贈による寄付 | 推定4兆9,692億円(43,210M\$⇒1.5万円(132\$)/人) 10% | |
| | 企業による寄付 | 2兆4,254億円(21,090M\$) 5% | |
| 慈善団体の内、ヒューマンサービスへの寄付 | | 推定6兆4,389億円(55,990M\$) | |

出典: Giving USA 2019: The Annual Report on Philanthropy: <https://givingusa.org/giving-usa-2020-charitable-giving-showed-solid-growth-climbing-to-449-64-billion-in-2019-one-of-the-highest-years-for-giving-on-record/>

(12) 目的のための寄付で設立し、維持する恒久的な基金。慈善団体等に資金援助を提供する機関又は協会。FAに1M\$以上の助成金を提供した助成団体は、BUFFETT等13団体(2019年度)である。

表8 アメリカの寄付税制と認定FB（筆者作成）

| 区分 | | 内国歳入法（注） | 概 要 |
|-------------------|----------------------------|---|--|
| FB （寄付受領側） | 税優遇： 対象組織 | 第501条(c)(3) 第509条(a)(1) | FBは慈善団体のため対象組織となる |
| | 内国歳入庁による 税優遇組織の 認定条件 | | パブリックサポートテスト合格。内国歳入庁のFORM990に財務状況を記載し公開、5年間分を審査 ・認定条件は、(a) 公的支援（政府、個人、公的慈善団体の寄付）比率が1/3超、(b) (a) の比率が未達時は、公的にサポートされている組織であることを示して内国歳入庁が認めた場合 |
| | 内国歳入庁のFB 認定状況 | FBN（FOOD BANK NEWS）のTOP300 FOOD BANKS（FBNは全米のFB数を370）を対象に、筆者がランダム検索で40FBを抽出し、内国歳入庁（IRS）の非課税組織検索を使用し確認⇒40FB全て認定済 | |
| 個人・企業等 （寄付提供側） | FBへの寄付 | 第170条(a)(1) | 慈善寄付金を控除として認める |
| | 控除内容 | | 日本の内閣府NPOホームページによると、法人：所得の10%を限度に損金算入、個人：所得の50%を限度に所得から控除 |

注：内国歳入法（IRC = Internal Revenue Code of 1986, as amended）、パブリックサポートテストは社会からの支援度の調査
出典：IRS非課税組織検索（IRS tax forms）、内閣府NPOホームページ、岩田（2004）から筆者作成

(5) 日本のFBへの資金支援政策

(a) 政府助成金

アメリカの法制度と同様な法律は、見つけられなかった。

日本政府によるFBへの助成金は、農水省が2014年度から提供を始めている。この助成金は、年度毎に項目と予算を設定するものであり、2021年度の総額は0.7億円である。アメリカの緊急食料援助法によるFBへの助成額127億円に比べると、1/181である。

日本の助成対象は、食品ロス削減に繋がる商品を寄付金付きで販売し、利益の一部をFB活動の支援等に活用する新たな仕組みの構築のための検討・実証、FBの生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取り組みのための倉庫とレンタカー及び管理機器等の賃借（令和3年度農林水産関係予算35、食品ロス削減の推進）に限定されている。

(b) 民間からの助成金と寄付金

FBの現金収入（表5小計(3)）に占める、財団・企業・個人等の民間からの助成金・寄付金の金額（表5 No.3）と占有率はそれぞれ、2HJが1億1559万円、84%、神FBPが37万円、11%である。

なお、全慈善団体（FB含む）への民間の寄付は、法人が7909億円、個人が7756億円（2016年度）、助成財団の助成金が1195億円（2019年度、助成財団センター）、遺贈が49億円、遺産からの寄付が約289億円（2017年、国税庁）である。単純に前記を合計すると1兆7198億円であり、アメリカの51.7兆円の1/30である。

寄付を促す法制度としては、アメリカと同様に優遇税制がある。しかし、表9に示す通り、認定

表9 日本の寄付税制と認定FB（筆者作成）

| 寄付受領者 | 寄付提供者等 | 優遇税制内容等 |
|--|--------------|---|
| 認定NPO法人 又は 特定公益増進法人 〔FB19% (33団体)〕 | 個人 | 以下の (a) (b) のどちらかを選択 (a) 寄付金控除 (所得控除) = (その年中に支出した寄付金の額の合計額 - 2千円) (b) 寄付金特別控除 (税額控除) = (その年中に支出した寄付金の合計額 - 2千円) × 40% |
| | 法人 | 下記①の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、以下の (a) (b) のいずれか少ない金額 (a) 認定NPO法人等及び特定公益増進法人に対する寄付金の合計額 (b) 特別損金算入限度額 = [資本金等の額 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%] ÷ 2 |
| | 税制優遇FB数 | FB178団体の内、認定NPO法人10FBと特定公益増進法人23FBで、33FB (19%) である |
| | 認定NPO法人の認定条件 | パブリック・サポート・テスト*、公益活動の占有率、経理・情報公開の適切性等9項目について合格することが必要 (特定非営利活動促進法第45条) * : 収入に占める寄付金が20%以上、又は寄付者 (年間3000円以上) が100人以上 |
| 上記以外の法人 〔対象FB86%〕 | 個人 | 税優遇措置なし |
| | 法人 | ① {(資本金等の額 × 事業年度の月数 / 12 × 2.5 / 1,000) + (当該事業年度の所得金額 × 2.5 / 100)} × 1 / 4 = 損金算入限度 |

出典：内閣府NPOホームページ「寄附に伴う税制上の優遇措置」「認定制度について」から筆者作成

NPO法人又は特定公益増進法人の資格を得ていない団体は、個人寄付の優遇税制対象外とされ、法人寄付についても認定NPO法人等より優遇が低く抑えられている。認定NPO法人又は特定公益増進法人の資格を取得したFBは、全178団体中33団体、19%である（筆者調査）。

(6) 日米FBへの食品寄付政策の比較

(a) アメリカ

FBへの食品寄付量は、最大規模FBのFTCで年間約6万6084トン、中央値となるFBのAFFBで4767トンである。

食品寄付を促進するための一連の法律には、表10に示す通り、食品寄付時の優遇税制、政府調達時に請負業者との契約内に食品寄付を促す条文の追加及び、寄付食品による損害発生時の免責事項が定められている。また、EPAは、Food Recovery Hierarchy（以下食料回収階層）にて、無駄な食料の防止方法の優先順位を規定し、リデュースを最優先としたうえで、その次にFB等への食品寄付を位置付けている。

(b) 日本

FBへの食品寄付量は、最大規模FBの2HJで2371トン、中央値となるFBの神FBPで14トンである。

食品寄付を促進するための法制度は、アメリカと異なり優遇税制のみであり、法人税法第22条にて、FBへの食品提供時の損金算入を認めている。循環型社会形成推進法にて廃棄物処理の優先順位を定め、1位発生抑制、2位再利用と規定しているが、アメリカEPAの食料回収階層とは異なり、無駄な食料の発生防止方法としてFBへの食品寄付が明記されているわけではない。

表10 アメリカの食品寄付関連法（筆者作成）

| No | 法制度 | 主な内容 |
|----|--|---|
| 1 | 1986年：内国歳入法 (IRC：Internal Revenue Code of 1986, as amended) 170 (c) | 貧しい人々や困窮者に奉仕する適切な非営利団体に、健全な食料の寄付を奨励するために、企業に税控除を行う。根岸（2015）によると食品の帳簿価格に利益の50%を加えた金額が損金算入できる、但し前記が帳簿価格の2倍超時は帳簿価格の2倍までを損金算入できる。 |
| 2 | 2008年：連邦食料寄付法 (Federal Food Donation Act of 2008) | 連邦政府機関が請負業者と2.5万ドル超えの契約時、食料不安な人々を支援している適切な非営利団体に、健全な食品を寄付することを奨励する。調達契約は、次の(1)～(3)を入れて結ぶことを規定している。(1) 非営利団体への健全な食料の寄付を奨励。(2) 連邦政府機関や請負業者が、当該食品の収集、輸送、維持、配布の費用及び物流に対して責任を負わない。(3) ビル・エマーソン・グッド・サマリア人食料寄付法に基づく範囲で、執行機関および請負業者は、責任から免除される。 |
| 3 | 1996年：善きサマリア人法 (The Bill Emerson Good Samaritan Act of 1996) | 困窮者に食品や食料を配布する非営利団体への食品や食料品の寄付を奨励する。寄付後に誠意をもって寄付された製品が受取人に損害を与えた場合、民事および刑事責任から保護する。但し、重大な過失または意図的な不正行為を除く。Model Good Samaritan Food Donation Actを1996年に恒久法とした。 |
| 4 | EPA（環境保護庁） 食料回収階層 (The Food Recovery Hierarchy) | 無駄な食料の防止方法の優先順位（階層）、最上位が「Source Reduction（リデュース）」優先順位2位が「Feed Hungry People（FBやスープキッチンへの寄付）」3位が「家畜の飼料（生ごみを家畜向けの食品に転用）」である |

出典：Donating/USDA, EPA Food Recovery Hierarchy, 根岸（2015）及び法令条文から筆者作成

(7) 日米比較結果

以上の比較から、日米のFBの位置付け、政策の相違点と特徴として以下の情報を得た。

- ① 日米のFBは、貧困者支援のために民間の活動から誕生したが、国連がSDGsを採択したことを受けて、両国の中央政府はSDGsの食品ロス半減目標を達成するための役割をFBに課した。
- ② アメリカ初のFBが誕生したのは1967年、日本初のFBは2000年と、33年の開きがある。その結果、関連法制度の整備時期も、アメリカは、企業からFBへの食品寄付促進のための内国歳入法改正が1976年、連邦政府からFBへの資金と食品を提供する緊急食料援助法の制定が1983年、日本はNPO法優遇税制の導入が2001年と、約20年の開きがある。
- ③ アメリカは、日本とは異なり政策を導入しても成果が十分でない場合（寄付優遇税制）は、次の政策（寄付食品の免責）を制定しており、政府自身でできる政策（政府調達時の請負業者の食品寄付奨励契約）も取り入れている。また、推進のための専門組織の設置も行っている。
- ④ アメリカは、FBの拡大と継続的な運営のため、法制度を整備してFBが資金と食料を確保できるようにしている。具体的には、以下の4つが挙げられる。

第一に、連邦政府が緊急食料援助法その他の法律に基づきFBに資金と食料を提供していることが挙げられる。他方、日本にはそもそも相応する法律が存在しない。第二に、困窮者に対する連邦政府の食事・食料支援プログラムがFBと共同推進されていることが挙げられる。他方、日本では同様の取り組みは見られない。第三に、民間によるFBへの資金寄付促進を目的とした優遇税制の対象となるFBが100%であることが挙げられる。日本にも優遇税制自体は存在するが、その対象FBは僅か19%に過ぎない（表8、表9）。第四に、無駄な食料の発生防止を目的と

したEPAの食料回収階層にFBへの食品寄付の明記が挙げられる。他方、日本にも廃棄物処理の優先順位は存在するが、FBへの食品寄付は記載されていない。

- ⑤ アメリカは、緊急食料援助法に基づき連邦政府助成金127億円以上をFBへ提供している（表6）。他方、日本は0.7億円でありアメリカの1/181である。
- ⑥ 日米のFBは、民間からの寄付を重要な収入源としている。アメリカは、44億円の寄付を得ているFBがあるが、日本は約1億円にとどまる。民間による全慈善団体（FB含む）に対する寄付を見ると、アメリカの51.7兆円に対して日本は1.7兆円で1/30にとどまる。特筆すべきは寄付元で、民間の助成団体がアメリカの8.7兆円に対して日本は1195億円で1/73、遺贈がアメリカの5兆円に対して日本は338億円で1/148であり、日米全体比1/30よりもそれぞれ2倍、5倍という大きな差を示している。

6 FBの規模拡大に必要な資金の検討

食品ロス削減に対するFBの貢献度（2030年度）を現状の推定値1.7%から10%まで引き上げるには、FBの規模拡大が必要である。その主要因である資金と食品取扱量の関係を検討する。

(1) FBの食品取扱量と資金との関係式検討

FBの食品取扱量拡大時に必要となる資金を予測するため、回帰分析から関係式を求める。

まず、FBの活動計算書（収支）を検討したところ、経常費用はFB活動に要した費用（輸送費、消耗品費等）であり変化すると考えられ、因果関係があると仮定される。そこで、今回の回帰分析に当たっては経常費用を以て資金とすることにした。なお、収入金額は年度により増減（寄付金や助成金の取得の影響）し、且つ次年度への繰越金や補填が発生するため因果関係は弱いと判断した。

次に、全FBの2016～2019年度の経常費用と食品取扱量（または寄付受入量）を調査した。結果、表11に示す様に39のデータを得た。なお、他のFBが最大でも466トンであるところ、2HJは単独で

表11 日本のFBの収入と食品量（筆者作成）

単位：食品量トン、経常費万円

| No. | FB | 年度 | 食品量 | 経常費 | No. | FB | 年度 | 食品量 | 経常費 | No. | FB | 年度 | 食品量 | 経常費 | No. | FB | 年度 | 食品量 | 経常費 | | |
|-----|------------|------|-----|------|-----|---------------------|------|-----|-----|-----|----------|------|-----|-----|-----|------------|------|------|------|----|-----|
| 1 | 2HN | 2016 | 400 | 1975 | 4 | ハンズ ハーベスト 北海道 | 2017 | 118 | 167 | 7 | FB 福井 | 2018 | 3 | 34 | 12 | 神FBP | 2018 | 14 | 69 | | |
| | | 2017 | 450 | 2313 | | | 2018 | 116 | 186 | | | 2019 | 7 | 41 | | | 13 | FB福岡 | 2018 | 74 | 800 |
| | | 2018 | 444 | 2502 | | | 2019 | 114 | 283 | | | 2018 | 9 | 172 | | | 14 | FB福山 | 2017 | 45 | 13 |
| | | 2019 | 466 | 2534 | | | 2017 | 8 | 57 | | | 2019 | 18 | 559 | | | | | 2018 | 41 | 46 |
| 2 | FB 関西 | 2016 | 185 | 849 | 5 | FB富山 | 2018 | 15 | 66 | 9 | FB 香川 | 2017 | 8 | 4 | 15 | FB とくしま | 2017 | 8 | 4 | | |
| | | 2017 | 205 | 1255 | | | 2019 | 18 | 42 | | | 2018 | 11 | 6 | | | 2018 | 50 | 202 | | |
| | | 2018 | 202 | 1297 | | | 2016 | 83 | 167 | | | 2019 | 7 | 43 | | | 2019 | 100 | 291 | | |
| 3 | FB TAMA | 2017 | 13 | 237 | 6 | FB茨城 | 2017 | 114 | 186 | 10 | FB 埼玉 | 2018 | 33 | 224 | 16 | FB かごしま | 2018 | 421 | 549 | | |
| | | 2018 | 28 | 391 | | | 2018 | 107 | 283 | | | 2018 | 20 | 8 | | | 2019 | 403 | 606 | | |
| | | 2019 | 27 | 355 | | | 2019 | 113 | 258 | | | 2019 | 22 | 33 | | | | | | | |

注：2HJは、収入1億3697万円、食品量2371トン、出典：各FB、農水省FB、内閣府NPOポータルサイトのWebsiteから筆者作成

2371トンを記録していたので、異常値としてこれを除外することにした。

(2) 食品取扱量と資金との関係式

表11のデータより回帰分析を行う。図5に示す通り、「回帰式 y (資金) = 4.1244 x (食品取扱量) + 5.6982」を導出した。有意確率 P 値が < 0.5 であれば回帰式は意味があると結論づけられる（内田 2013 : 11）が、今回の P 値は $8.82911E - 11 < 0.5$ である。 t 値は 2 を超えれば説明変数に被説明変数への効果があったとみなせる（総務省 ICT スキル総合習得教材 : 2）が、今回の t 値は 9.029498996 である。決定係数 (R^2) は 0.724 であり、一般的に $0.5 \leq R^2 < 0.8$ は精度がやや良いモデルと言われている。以上より、経常費用の予測のため前記回帰式を使用できると判断した。なお、回帰分析には、Excel の散布図からの単回帰分析⁽¹³⁾を使用した。

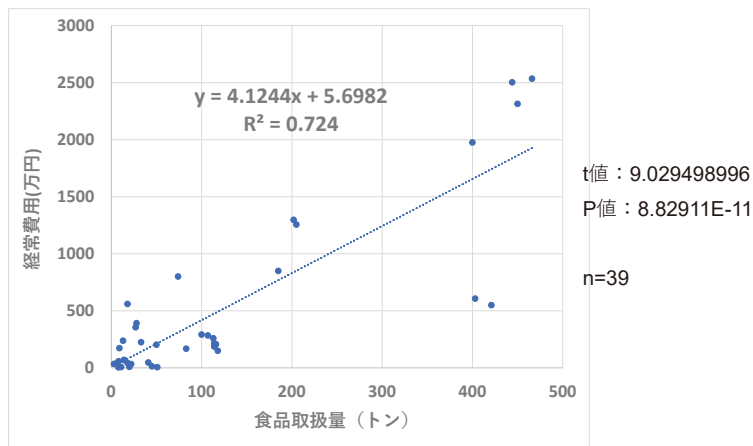


図5 年間食品取扱量と経常費用（筆者作成）

7 政策提言

以上で検討したFBの課題と主要因、日米の政策比較、FBの食品取扱量と資金の関係式から、FBの食品ロス削減の貢献度（2030年度）を推定値1.7%から二桁10%にまで拡大（筆者仮定）させるための政策提言を導出する。

政策提言は次の手順により導出する。①FBのモデル（規模と配置等）を検討する。②①で導出されたモデルを実現するための資金を試算する。③①②を実現するために必要とされる政策を創出する。具体的な政策提言を以下に示す。

(13) バージョンは、Microsoft® Excel® 2019 MSO (バージョン 2206 ビルド 16.0.15330.20216) 64ビットである。

【政策提言】

- ① 47都道府県各1団体を拠点FBとして指定し、1団体当たりの規模（食品取扱量）を1730トン（平均）とする。

この1730トンは、貢献度を10%にまで拡大させるために必要な食品ロス削減量（食品取扱量）8.1万トン（図1、必要削減量81万トンの10%）を、47都道府県で割り求めたものである。

- ② 食品取扱量1730トンのFBを運営していくための資金（年間）は7140万円であり、その原資は国、民間からの助成金・寄付金とする。

この7140万円は、回帰式 y （資金） $=4.1244x$ （食品取扱量） $+5.6982$ に、 x を1730トンとして y （資金）を求めたものである。

- ③ 「国主導でFBの拡大を図る」と、国が宣言し、又は法令に明記する。

Lyndon B. Johnson大統領がwar on povertyを宣言して州・地方政府主導の福祉から連邦政府主導の福祉への転換を果たした（向井2009：13）こと、並びにその後FBへの連邦政府からの資金・食品提供、民間からの寄付促進のための法整備及び専門部署の新設が行われたこと、これら二つのことがアメリカでFBを拡大させる要因として機能したことに学ぶ。

- ④ ①の指定に必要な法令には、認定NPO法人又は特定公益増進法人の資格取得、拠点FBのネットワーク化、併せてネットワーク本部の設立、さらにFBが所在する地域の独自性に対する尊重も明記する。

企業のインタビューで得られた「企業は全国組織であり、全国規模のFBが必要である」（B社）、「FB自体の信頼性が不足している」（A～D社）、といった意見、さらにはアメリカのFAを参考としたものである。認定NPO法人又は特定公益増進法人の資格取得に関する規定は、現在19%にとどまる個人寄付の優遇税制対象FBをアメリカ並み（100%）にまで引き上げ、以て個人寄付の増加を図るために必要である。

- ⑤ FBに政府が食品や助成金を提供する法制度を作る。なお、助成金は、FBの活動資金も対象とし、毎年継続的に提供される。特に、拠点FBには重点的に提供される。

これは、アメリカの「緊急食料援助法」を参考としたものである。

- ⑥ FBが現在実施している活動、例えばフードパントリー、子育て世帯への食品パック配布、シングルマザーへの食品提供及び夏休みの食品支援、これらをプログラムに組み込んで政府が食品と助成金を提供する法制度を作る。

これは、アメリカの「健康で飢餓のない子供法のサマーフードサービスプログラム、女性、幼児、子供のための特別補助栄養プログラム等」を参考としたものである。

- ⑦ ボランティア促進の法制度（小学校に「ボランティアの日」を設定し実際にボランティアに参加させる等）を作り、個人寄付の増加を図る。

アメリカのボランティアに関して日本の国土交通省が実施した調査の報告書（Case Study 4 アメリカでのボランティア活動：49、52）によると、ボランティア活動をしない人では寄付をす

るのが40%にとどまるのに対し、ボランティア活動をする人では80%が寄付をするとされる。アメリカには、ボランティア活動を専門に行う機関（ナショナル・アンド・コミュニティ・サービス公社）がある。小学校では「ボランティアの日」を決めて実際にボランティアに参加しているためである。

- ⑧ 企業の食品寄付促進のため、優遇税制を改定し、食品寄付時に食品の利益も一定の範囲で損金に算入可能とする。

これは、アメリカの内国歳入法を参考としたものである。

おわりに

日本のFBは、2000年に活動が開始され、22年が経過した現在では、全国で178のFBが活動している。政府は、食品ロスを2030年度までに半減（2000年度対比）させる目標を設定し、FBを施策の一つに組み込んだ。目標達成には、食品ロス570万トン（2019年度）を81万トン削減させることが必要である。

本稿では、目標に対するFBの貢献度を現在推定される1.7%から10%にまで引き上げるために必要な政策の導出を試みた。まず、FBの貢献度拡大を阻害している課題と主要因を先行研究や企業インタビューから分析・導出した。次に、主要因である資金と食品不足について、比較政策論の手法を参考にFBに関する日米の政策比較を行い、日米の長所と短所、違いを明らかにした。続いて、貢献度10%を達成させるために必要となるFBの規模・資金等を試算した。最後に、それらを基に、新たにFBに政府が食品や助成金を提供する法制度を作るなど8項目の政策提言を導出した。

前記の政策提言導出に至る過程の中から特に日米のFBに関する政策比較について総括する。まず、日本におけるFBの政策比較に関する先行研究を探したが、FBの開始が2000年ということもあり、比較的新しい領域であるため見つけることができなかった。そこで、FB以外の政策比較の先行研究を基に、日米のFBに関する政策比較を行った。次に、アメリカを比較対象国としたことにより、日米FBの共通点と日本が不足している政策を明らかにし、アメリカの法制度において、特に次の知見3点を得た。第一に、大統領が方針を宣言し、その後法制度が整備された。例えば向井（2009：76-77）は、Lyndon B. Johnson大統領は、貧困を個人では克服できない問題と考えwar on povertyを宣言し法整備が進められた。第二に、連邦議会が、法律の目的達成が困難と判断された時は、法改正だけではなく新たな法律が作られた。例えばGraham Riches（2018：37）は、1976年に税制改革法が可決され、税控除を通じて余剰食品を慈善団体に寄付するよう食品会社を奨励した。しかし、税制改正では寄付をしなかった会社があり、1981年に善きサマリア人法を制定し寄付を促した。第三に、連邦議会は、良い文化を維持するために法整備を行った。例えば日本の国土交通省が実施した調査の報告書（Case Study 4 アメリカでのボランティア活動：48-49）によると、アメリカにおいてボランティア活動は伝統として育まれてきた。連邦議会は、伝統に依存するだけでなくボランティアに関する法を整備

し、法の中にボランティア専門機関（ナショナル・アンド・コミュニティ・サービス公社）の設置も組み込んだ。

今後の課題としては、本稿で提言した政策の内容をより具体的にデザイン化することである。また、アメリカにおいて現地調査を行い、FBと法制度の実態を知り、日本に導入すべき政策とシステム、それらの導入方法等を明らかにする研究が必要であると考えている。

謝 辞

インタビューや参与観察等にご協力頂きました企業とFBの皆様へ心から感謝申し上げます。

引用文献：日本語著書・論文

- 足立幸男（2009）『公共政策学とは何か』ミネルヴァ書房。
- 新井光吉（2001）「アメリカの福祉国家政策」『経済学研究』第67巻第4・5号317-359。
- 石村耕治（2014）「余剰食料寄附促進法制と税制の日米比較」『白鷗法学』第21巻1号（通巻第43号）1-77。
- 井出留美（2012）「組織との信頼関係に基づくフードバンク活動」『農業協同組合経営実務』12.6月号26-32。
- 内田治（2013）『SPSSによる回帰分析』オーム社。
- 大原悦子（2016）『フードバンクという挑戦』岩波現代文庫。
- 大原悦子（2018）「フードバンクの経緯と実情」『生活協同組合研究』2018.7月号13-21。
- 小塩隆士、浦川邦夫（2008）「2000年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊・社会保障研究』Vol.44 No.3 278-290。
- 菊地謙（2013）「実践者報告 フードバンク活動を通じた地域の協同の取り組み」『協同組合研究』第32巻第2号 28-36。
- 櫻井清一（2019）「フードバンク活動の拡大と生鮮食品・野菜の取り扱いの現状」『野菜情報 農畜産業振興機構調査情報部 編』2019.5号46-56。
- 佐藤順子（2018）「はじめに」「日本のフードバンクと生活困窮者支援」『フードバンク』はじめに、第3章、明石書店。
- 鈴木和隆（2020）「フードバンク活動＝地域づくり活動だー」『財界ふくしま』2020.8号66-71。
- 立花直樹、山本恭平（2005）「高齢者ホームヘルプサービスへの一考察—先行研究に基づいた日本とデンマークの制度比較—」『児童教育学科研究誌』第11号13-29。
- 夏書婷、大谷健太郎（2014）「比較政策論を用いた観光政策に関する研究」『第29回日本観光研究会全国大会学術論文集』345-348。
- 難波江任、香月敏孝（2018）「我が国のフードバンク活動の状況と課題」『農業問題研究』第50巻第1号37-49。
- 根岸毅宏（2015）「アメリカ福祉国家の緊急食料支援における民間主導の構造—FAネットワークとその北バージニア地域の事例—」『国学院経済学』第63巻第2号193-240。
- 原田佳子、増田祥子（2017）「未来にツケを残さない」糸山智栄『未来にツケを残さない—フードバンクの新たな挑戦—』第二部、高文研。
- 福井弘教（2018）「日本におけるギャンブル政策に関する考察—日韓ギャンブル政策の比較分析を通して—」『法政大学公共政策志林』第6巻89-103。
- 向井洋子（2009）「アメリカ福祉政策の歴史」『沖縄法政研究』第12号67-87。
- 村山伸子、米山けい子（2017）「フードバンクによる子供がいる生活困窮者世帯への夏休み期間の食料支援プロジェクト」『日健教誌』第25巻第1号21-38。
- 山谷清志、韓廷旼（2020）「比較政策学と評価ポリシー比較の課題」『同志社政策科学研究』21(2) 121-134。

米山けい子 (2018) 「山梨の貧困」『山梨学院生涯学習センター研究報告』第31号50-56。

英語著書・論文

Graham Riches (2018) *Food Bank Nations*, Routledge.

Hudak K.M., Friedman E., Johnson J., Benjamin-Neelon S.E., (2020) “Food bank donations in the United States: A landscape review of federal policies” *Nutrients* Vol.12 (12), 3764, 1-13.

参考文献: 日本語著書・論文

岩田陽子 (2004) 「アメリカのNPO 税制」『レファレンス = The reference / 国立国会図書館調査及び立法考査局 編』54(9), 30-42。

佐藤郁哉 (2002) 『実践フィールドワーク入門』有斐閣。

山谷清志 (2012) 『政策評価』ミネルヴァ書房。

米山広明 (2020) 「食品ロス削減とフードバンク活動の推進に向けて」『法律のひろば』2020. 7月号37-44。

英語著書・論文・邦訳書

KATIE S. MARTIN (2021) “*Reinventing Food Banks and Pantries*,” ISLANDPRESS.

Neff, Roni A. (2018) “Salvageable food losses from Vermont farms,” *JOURNAL OF AGRICULTURE*.

トリストラム・スチュアート (中村友訳) (2010) 『世界の食料ムダ捨て事情』NHK出版 (Tristram Stuart (2009) *Collapse: WASTE: Uncovering the Global Food Scandal*; W. W. Norton & Company)

インターネット: 日本語

環境省ホームページ『第四次循環型社会形成推進基本計画の概要』

https://www.env.go.jp/recycle/circul/keikaku/gaiyo_4_2.pdf (アクセス 2022/10/24).

公益財団法人 助成財団センターホームページ『日本の助成財団の現状』

<https://www.jfc.or.jp/bunseki/b4/> (アクセス 2022/3/7).

公益財団法人 日本フードバンク連盟ホームページ『2018年度予算』

https://foodbanking.or.jp/wp/wp-content/uploads/2015/11/2018_shuushi.pdf (アクセス 2022/10/24).

国税庁ホームページ『No.1150 一定の寄附金を支払ったとき (寄附金控除)』

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm> (アクセス 2022/10/24).

国土交通省ホームページ『Case Study 4 アメリカでのボランティア活動』

https://www.mlit.go.jp/pri/shiryuu/aip_kobetsu/pdf/interimreport/casestudy_us_japanese_4.pdf (アクセス 2022/10/24).

消費者庁ホームページ『食品ロス削減関係参考資料 (令和4年6月14日版)』

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/assets/efforts_220614_0001.pdf (アクセス 2022/10/5).

消費者庁ホームページ『食品ロス削減の推進に関する法律』

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_190531_0004.pdf (アクセス 2022/3/7).

消費者庁ホームページ『食品ロスの削減の推進に関する法律の公布』

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_190531_0001.pdf (アクセス 2022/10/13).

セカンドハーベスト・ジャパン ホームページ『平成30年度監査報告書』

https://2hj.org/wp/wp-content/uploads/2012/01/jigyuu_2018.pdf (アクセス 2022/10/24).

総務省ホームページ『ICTスキル総合習得教材, 3-4: 相関と回帰分析 (最小二乗法)』

- https://www.soumu.go.jp/ict_skill/pdf/ict_skill_3_4.pdf (アクセス 2022/10/24).
- 内閣府 NPO ホームページ『神奈川フードバンク・プラス2018年度事業報告書』
<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/document/014004239/hokoku/201870/2018%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E7%AD%89.pdf> (アクセス 2022/10/24).
- 内閣府 NPO ホームページ『寄附に伴う税制上の優遇措置』
<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu> (アクセス 2022/10/24).
- 内閣府 NPO ホームページ『セカンドハーベスト名古屋2018年度事業報告』
<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/document/111001274/hokoku/201830/2018%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf> (アクセス 2022/10/24).
- 内閣府 NPO ホームページ『認定制度について』
<https://www.npo-homepage.go.jp/about/npo-kisochishiki/ninteiseido> (アクセス 2022/10/24).
- 農水省 ホームページ『各フードバンク活動団体の活動概要 (178団体：令和4年3月31日時点)』
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-18.pdf (アクセス 2022/10/24).
- 農水省 ホームページ『告示 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針』
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/attach/pdf/index-7.pdf (アクセス 2022/10/5).
- 農水省 ホームページ『国内フードバンクの活動実態把握調査及びフードバンク活用推進情報交換会 実施報告』
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_8-38.pdf (アクセス 2022/10/24).
- 農水省 ホームページ『食品リサイクル法に基づく基本方針の概要』
<https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuri/attach/pdf/index-7.pdf> (アクセス 2022/10/24).
- 農水省 ホームページ『フードバンク実態調査事業 報告書』
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-22.pdf (アクセス 2022/10/8).
- 農水省 ホームページ『平成26年度 農林水産予算概算決定の概要59食品ロス削減等総合対策事業 [新規]』
https://www.maff.go.jp/j/budget/2014/pdf/59_26_kettei.pdf (アクセス 2022/7/13).
- 農水省 ホームページ『令和3年11月30日プレスリリース：食品ロス量が前年度より30万トン減少しました』
<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/211130.html> (アクセス 2022/10/5).
- 農水省 ホームページ『令和3年度農林水産関係予算の主要項目35. 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進』
https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3kettei_pr35.pdf (アクセス 2022/10/24).

英語

ALL FAITHS FOOD BANK 2018 ANNUAL REPORT,

<https://allfaithsfoodbank.org/wp-content/uploads/2019/08/2018-Annual-Report.pdf> (Accessed March 7, 2022).

ALL FAITHS FOOD BANK Form 990,

<https://allfaithsfoodbank.org/wp-content/uploads/2020/03/2018-Form-990.pdf> (Accessed March 7, 2022).

Corporate Food Donations Tax Deduction/Feeding America,

<https://www.feedingamerica.org/ways-to-give/corporate-and-foundations/product-partner/tax-benefits-for-your-company> (Accessed October 10, 2022).

Donating/ USDA,

<https://www.usda.gov/foodlossandwaste/donating> (Accessed October 24, 2022).

EPA Food Recovery Hierarchy,

<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/food-recovery-hierarchy> (Accessed July 13, 2022).

FEEDING AMERICA 2018 Annual Report,

https://www.feedingamerica.org/sites/default/files/2018-11/2018%20Feeding%20America%20Annual%20Report_0.pdf (Accessed October 24, 2022).

FEEDING AMERICA Form 990,

<https://www.feedingamerica.org/sites/default/files/2021-01/Feeding%20America%20Amended%202018%20Form%20990%20-%20PUBLIC%20DISCLOSURE%20COPY.pdf> (Accessed October 24, 2022).

FEED THE CHILDREN *2018 Annual Report*,

<https://www.feedthechildren.org/assets/documents/2018-annual-report.pdf> (Accessed March 7, 2022).

FEED THE CHILDREN *Form 990*,

<https://www.feedthechildren.org/assets/documents/fy19-form-990.pdf> (Accessed March 7, 2022).

FOOD BANK NEWS *How Many Food Banks Are There?*

<https://foodbanknews.org/how-many-food-banks-are-there/> (Accessed February 28, 2022).

FOOD BANK NEWS Top 300 Food Banks,

<https://foodbanknews.org/top-300-food-banks-by-revenue/> (Accessed October 24, 2022).

Giving USA 2019: The Annual Report on Philanthropy,

<https://givingusa.org/giving-usa-2020-charitable-giving-showed-solid-growth-climbing-to-449-64-billion-in-2019-one-of-the-highest-years-for-giving-on-record/> (Accessed October 24, 2022).

H.R.5054 (97th) Good Samaritan Act,

<https://www.govtrack.us/congress/bills/97/hr5054> (Accessed October 10, 2022).

Tax Exempt Organization Search – IRS tax forms,

<https://apps.irs.gov/app/eos/> (Accessed October 24, 2022).

The Emergency Food Assistance Program (TEFAP): Background and Funding,

<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/r/r45408/1> (Accessed October 24, 2022).

[USC02]7DSC7501:Definitions,

[https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=\(title:7%20section:7501%20edition:prelim\)](https://uscode.house.gov/view.xhtml?req=(title:7%20section:7501%20edition:prelim)) (Accessed March 7, 2022).

USDA Domestic Food Assistance Programs: FY2019 Appropriations CRS Report R45743,

<https://www.everycrsreport.com/reports/R45743.html> (Accessed October 24, 2022).